

仙台市グリーン購入推進方針

(平成21年4月1日環境局長決裁)

(令和6年3月25日改正)

仙台市グリーン購入推進に関する要綱第2条の規定に基づき、本市のグリーン購入推進方針について、以下のとおり定める。

なお、本方針に定める環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、必要性及び適正量を検討した上でこれを行うものとする。

1 市が重点的にグリーン購入を推進する環境物品等（以下「グリーン購入対象物品等」という。）及びその調達 の目標

グリーン購入対象物品等及びその調達の目標は、次に掲げるとおりとする。

(1) グリーン購入対象物品等

グリーン購入対象物品等は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条の規定に基づき国が定める環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「グリーン購入法基本方針」という。）に定める特定調達品目とする。

(2) 調達の目標

グリーン購入対象物品等の調達の目標は、グリーン購入対象物品等のすべてについて、原則としてグリーン購入法基本方針の基準を満たすもの（以下「グリーン購入法適合商品等」という。）を調達するものとする。

ただし、グリーン購入法適合商品等がない場合及び品質、性能等の問題で事実上支障が生じる場合、代替品がなく使用機器の規格により指定されている場合、その他グリーン購入法適合商品等の調達が困難な場合にはこの限りではない。この場合においては、「グリーン購入を実施できない理由書（様式1）」（以下「理由書」という。）を作成し、本方針3に定める手順に従うものとする。

なお、グリーン購入法基本方針に定める判断の基準は、調達に際しての目安を示すものであり、同方針に定める配慮事項も考慮する等、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めるものとする。

2 グリーン購入対象物品等以外の物品等の調達の指針

グリーン購入対象物品等以外の物品等を調達する場合において、調達をすべき物品等の選択順位は次に掲げる順序によるものとし、発注課において確認して行うものとする。

- (1) エコマーク等の第三者機関が認定する環境ラベルが表示されている物品等又はグリーン購入ネットワーク（GPN）の「エコ商品ねっと <https://www.gpn.jp/econet/>」等に掲載されている物品等
- (2) 次に掲げる要件のいずれかを満たす物品等
 - ① 再生された原材料又は部品を使用していること
 - ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと
 - ③ 使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと
 - ④ 使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制できること
 - ⑤ 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務であること
 - ⑥ その他長期間の使用が可能であること梱包・包装が簡易なこと等の事由により、環境への負荷の低減に資する物品等であること
- (3) (1) 及び (2) に掲げる物品等以外の物品等

3 グリーン購入対象物品等を調達すべき場合における物品等の調達の方法

グリーン購入対象物品等を調達すべき場合における物品等の調達の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 契約担当課へ契約締結を依頼し、調達する場合

① 物品購入（修繕）執行伺書（以下「物購A」という。）を使用する場合

ア 調達しようとする物品等がグリーン購入法基本方針に定める特定調達品目に該当し、グリーン購入法適合商品等を調達する場合は、該当する品名の番号を○で囲み（企業等で品名番号のない様式を使用する場合には、品名欄の左側に○印を付けて、対象品目であることが分かるようにすること。）、規格欄に「グリーン購入法適合」と記載した上でこれを契約担当課へ提出して契約担当課に契約締結を依頼する。

ただし、契約担当課への契約締結依頼後、見積業者からグリーン購入法適合商品等を納入できない旨連絡があった場合は、「理由書」を作成し、環境企画課長の承認を得た後、その写しを契約担当課へ提出することにより、グリーン購入法適合商品等以外の物品等の調達を可能とする。

イ グリーン購入法適合商品等が存在しない場合、品質又は性能等の問題で事業を行うに当たって支障が生じる場合、その他グリーン購入対象物品等の調達が困難な場合（以下単に「グリーン購入対象物品等の調達が困難な場合」という。）であって、グリーン購入法適合商品等以外の物品等を調達しようとする場合は、理由書を作成し、環境企画課長の承認を得た後、その写しを契約締結依頼関係書類に添付の上、契約担当課に契約締結を依頼する。

② 物購Aを使用しない場合

ア 調達しようとする物品等がグリーン購入法基本方針に定める特定調達品目に該当し、グリーン購入法適合商品等を調達する場合は、仕様書又は設計書等に「グリーン購入法の判断の基準を満たすこと」と記載して、グリーン購入法適合商品等を調達する。

ただし、契約担当課への契約締結依頼後、見積業者からグリーン購入法適合商品等を納入できない旨連絡があった場合は、理由書を作成し、環境企画課長の承認を得た後、その写しを契約担当課へ提出することにより、グリーン購入法適合商品等以外の物品等の調達を可能とする。

イ グリーン購入対象物品等の調達が困難な場合であって、グリーン購入法適合商品等以外の物品等を調達しようとする場合は、理由書を作成し、環境企画課長の承認を得た後、その写しを契約締結依頼関係書類に添付の上、契約担当課に契約締結を依頼する。

(2) 各課で契約し、調達する場合

① 物品購入（修繕）執行伺書兼物品受入通知書（以下「物購E」という。）を使用する場合

ア 調達しようとする物品等がグリーン購入法基本方針に定める特定調達品目に該当し、グリーン購入法適合商品等を調達する場合は、該当する品名の番号を○で囲み（企業等で品名番号のない様式を使用する場合には、品名欄の左側に○印を付けて、対象品目であることが分かるようにすること。）、グリーン購入法適合商品等を調達する。

イ グリーン購入対象物品等の調達が困難な場合であって、グリーン購入法適合商品等以外の物品を調達しようとする場合は、物購Eの該当する品名の番号を△で囲み（企業等で品名番号のない様式を使用する場合には、品名欄の左側に△印を付けて、対象品目であることが分かるようにすること。）、理由書を作成し、その写しを環境企画課長へ提出した上、グリーン購入法適合商品等以外の物品等を調達する。

② 物購Eを使用しない場合

ア 調達しようとする物品等がグリーン購入法基本方針に定める特定調達品目に該当し、グリーン購入法適合商品等を調達する場合は、仕様書又は設計書等に「グリーン購入法の判断の基準を満たすこと」と記載して、グリーン購入法適合商品等を調達する。

イ グリーン購入法対象物品等の調達が困難な場合であって、グリーン購入法適合商品等以外の物品を調達しようとする場合は、理由書を作成し、その写しを環境企画課長へ提出した上、グリーン購入法適合商品等以外の物品等を調達する。

4 グリーン購入の定期点検

グリーン購入の定期点検については、原則として仙台市環境行動計画の監査において行うものとする。